

証券コード 433A
2026年6月12日
電子提供措置の開始日 2026年6月7日

株 主 各 位

大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号

株 式 会 社 M J E

代表取締役
社 長 大 知 昌 幸

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）については、インターネット上の当社ウェブサイト（下記記載）に掲載しておりますので、当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://mjeinc.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」ページ内にある「第20回定時株主総会招集ご通知」の欄にて、ご確認ください。）

また、上記の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しておりますので、下記にアクセスして、銘柄名（M J E）または証券コード（433A）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月26日（金曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年 6 月29日（月曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区久太郎町四丁目 1 番 3 号 大阪センタービル 6 階
3. 目的事項
報告事項 第20期(2025年 4 月 1 日から2026年 3 月31日まで)事業報告および計算書類の内容報告の件
決議事項
議 案 剰余金の処分の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱うことといたします。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第20期の期末配当をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金13円

総額14,690,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月30日

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、米国新政権の政策動向等による世界経済への影響や中東の情勢が不安定なため、資源価格の高騰や物価高が国内経済に与える影響などがある一方で、企業収益の拡大やインバウンド需要の定着に加え、雇用・所得環境も徐々に改善し、個人消費が持ち直しの動きを見せるなど、経済活動が正常化に向かう中、企業の業況判断も改善するなど景気の緩やかな回復が続くことが期待されております。

当社のICT事業の属する情報セキュリティ及びOA機器の市場におきましては、業務のデジタルシフトへの環境整備からデジタルトランスフォーメーションの領域にまで幅広い関心と、サイバーセキュリティへの対応をはじめとする、オフィスのネットワークインフラ環境の改善需要が高まりを見せ、中小企業においても更なるDX化が進み、情報管理体制強化の観点から情報セキュリティ機器への需要が好調に推移いたしました。

また、SS事業で提供するシェアオフィスの市場におきましては、働き方改革の多様化、スタートアップの増加、大企業のサテライトオフィスとしての利用が増加し、ここ数年で大きく成長しております。また、シェアオフィスを利用するという選択肢が浸透するとともに、資源価格と建設工事費の高騰に伴うオフィスを借りる際の賃料及び初期コストが高騰していることにより、フレキシブルに利用でき、かつ初期コストを抑えられるシェアオフィスのニーズが高く推移いたしました。

以上のような事業環境のなかで、当社は「ワークプレイスをよりよくすることで企業の成長に貢献する」というミッションのもと、最新の市場動向に注視し、迅速な意思決定による機動力を持って経営推進を行い、更なる企業価値の向上に取り組んでまいりました。

その結果、当事業年度の経営成績は、売上高4,636,504千円（前期比10.6%増）、営業利益140,059千円（前期比117.2%増）、経常利益130,169千円（前期比143.7%増）、当期純利益78,454千円（前期比165.2%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

(ICT事業)

ICT事業では、情報セキュリティ機器、OA機器を中心としたオフィス関連機器等や、看板型デザイン自販機「bord station (ボードステーション)」の販売に取り組み、経費最適化や業務改善などのワークプレイスにおける様々な課題のソリューションを提供してまいりました。さらに、顧客ネットワークを遠隔監視することで業務の停滞やネットワークトラブルの早期発見を可能にする当社独自サービス「biz-usクラウド (ビズアスクラウド)」のサービス内容拡充と販売促進に取り組んでまいりました。

当事業年度では、サイバー攻撃の多発に伴い情報セキュリティ対策への需要が拡大したことからUTM（統合脅威管理）等の情報セキュリティ機器の販売が好調に推移いたしました。また、販売代理店の拡大と総販売台数が大きく伸びたことにより、事業収益が拡大いたしました。

その結果、当事業年度におけるICT事業は売上高3,998,801千円（前期比13.4%増）となりました。

(SS事業)

SS事業では、「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」といった経営資源の共有をコンセプトとするシェアオフィス「billage（ビレッジ）」を運営し、固定費最適化や通信インフラなどのワークプレイスにおける様々な課題のソリューションを提供してまいりました。

当事業年度では、早期の空室対策に取り組むとともに、顧客満足度の向上に努めることで、各施設入居率を高水準で維持いたしました。一方で、シェアスペースの運営委託を受けていた施設の終了、物価高に伴い賃料原価、工事原価が高騰したことにより、事業全体の収益減に影響いたしました。

その結果、当事業年度におけるSS事業は売上高649,382千円（前期比4.1%減）となりました。

<事業別売上高>

事業区分	第 19 期 (2025年3月期)		第 20 期 (2026年3月期) (当事業年度)		前年同期比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
ICT事業	3,525,810千円	84.1%	3,998,801千円	86.2%	472,990千円	13.4%
SS事業	677,493	16.2	649,382	14.0	△28,111	△4.1
調整額（注）	△11,744	△0.3	△11,680	△0.2	64	-
合計	4,191,560	100.0	4,636,504	100.0	444,943	10.6

（注）調整額は、事業間の内部売上高及び振替高であります。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は19,194千円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、経営の安定性を図るべく手元流動性を厚く保持することや設備投資を目的として、当事業年度中に、金融機関より長期借入金として450,000千円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区分	第 17 期 (2023年3月期)	第 18 期 (2024年3月期)	第 19 期 (2025年3月期)	第 20 期 (当事業年度) (2026年3月期)
売上高 (千円)	3,763,151	4,148,836	4,191,560	4,636,504
経常利益 (千円)	1,402	32,495	53,405	130,169
当期純利益 (千円)	13,790	18,488	29,587	78,454
1株当たり当期純利益 (円)	12.20	16.36	26.18	69.43
総資産 (千円)	1,998,612	2,145,752	1,730,288	2,077,978
純資産 (千円)	323,894	338,201	362,139	425,903
1株当たり純資産 (円)	286.63	299.29	320.48	376.91

（注）1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は、2025年8月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産につきましては、当該株式分割が第17期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社は、経営基盤の更なる安定と継続的な成長を目指し、常に企業価値を高めるために、以下のことを課題として取り組んでまいります。

① 人材の採用及び育成

当社は、国内の労働人口が減少するなか、事業規模の拡大及び成長のためには、当社のビジョンや戦略に共感した人材の採用及び育成が重要であると考えております。採用時には面接だけでなく、現場社員とのコミュニケーションの機会を設け、当社のリアルな状況を理解いただき、入社後のギャップを最小限に留める努力をしております。社員の育成カリキュラムにて、成功体験の積み重ね・学ぶことの楽しさ・自己の成長実感を満たす取り組みをしております。また、目標管理制度に基づいた公平な評価制度の充実、各種教育制度の拡充等、既存社員の士気と能力の向上を図り、安定的に人材を確保できる体制構築に努めてまいります。

② コスト削減

人員に依存している業務・長時間にわたる単純業務の洗い出しを行い、仕組み（RPAによる自動化）で解決していくことが、中長期的な固定費及びバタイムコストの削減に大きく寄与するものと考えており、新たな仕組み（RPAによる自動化）の開発も視野に検討を進めてまいります。

③ 売上高構成比の変革

当社では、強力な営業力に基づいたOA機器販売割合が高く、また、季節により業績が偏重する業績構造となっております。フロー収益とストック収益のリバランスを行い、安定した収益体質の構築が重要であると考えており、保守サービスやSS事業などのサブスクリプションモデルの収益形態の事業拡大に注力することで、ストック収益を伸ばしてまいります。

④ ICT事業におけるセールス機会の変革

当社のICT事業では、アウトバウンド型の顧客アプローチが中心となっており、販売効率の面で課題があります。より効率的な販売を目指すため、当社が直販事業で培ったノウハウを基盤とした卸事業の拡大に注力するほか、保守サービスの充実により、顧客の課題を顕在化し効率的な商品提案につなげ顧客単価を高めるなどの新たなインバウンド型のアプローチ確立に取り組んでまいります。

⑤ SS事業における収益性向上

当社のSS事業は、賃料及び水道光熱費等の影響を受けやすく、安定的な事業基盤の構築に向けて各拠点の入居率及び顧客単価向上が不可欠であると考えております。今後は他社との協業による拠点展開や付加価値向上を目指し、入居率を高水準で維持しながら、顧客単価のさらなる向上に取り組んでまいります。

⑥ 商品・サービスの開発体制

働き方の多様化とともに、ワークプレイスにおける需要変化がますます激しくなるなかで、顧客ニーズをいち早く察知し独自性と優位性を確保することが重要であると考えております。当社は、顧客の課題を可視化するため、ネットワークの遠隔保守サービス「biz-usクラウド」を活用したデータ分析を元に「強い商品競争力」を意識した継続的な商品企画に取り組み、さらなる付加価値を顧客に提案する体制をとっております。

⑦ 生産性向上のためのシステム投資及び開発体制

当社は事業拡大に伴い、増大する顧客データの整備と連携を目的として、社内の基幹システムの見直しを行っております。今回の基幹システムの見直しでは、社内における各種情報システムの連携による営業の効率化、今後の業務量増加を防ぐために、効率化を図るシステム開発やRPAによる業務の自動化を行い、高品質かつ効率的な業務運営を行う体制づくりが重要であると考えております。

⑧ M&A等による事業拡大

当社では、事業拡大に向けて、積極的な投資を戦略のひとつとして捉えており、その主な手段としてはM&Aを検討しております。M&Aの方向性は既存事業とシナジーが創出できる分野となります。

以上により、当社は積極的に新しい取り組みを実行し、他社との差別化を明確にすることで、より一層の事業拡大と収益性の改善を図り、継続的な企業価値の向上に努めてまいります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ジムテック	15,000千円	100.0%	OA機器レンタル及び販売・保守サービス、オフィス家具販売、レイアウト・事務所内装工事

(7) 主要な事業内容

事 業 区 分	事 業 内 容
ICT事業	IT機器・情報セキュリティ関連機器の販売及び保守サービスの提供
SS事業	シェアオフィスの提供及び関連サービスの提供

(8) 主要な営業所

①当社

本 社	大阪市中央区
支 店	東京支社：東京都千代田区、奈良支店：奈良県奈良市

②子会社

株式会社ジムテック	東京都中央区
-----------	--------

(9) 従業員の状況

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
161 (21) 名	40名増 (3名増)	31.9歳	5.3年

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
ICT事業	100 (11) 名	27名増 (2名増)
SS事業	19 (4)	6名増 (1名減)
全社 (共通)	42 (6)	7名増 (2名増)
合計	161 (21)	40名増 (3名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社 (共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものです。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社関西みらい銀行	226,072千円
株式会社りそな銀行	190,908

(11) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けております。

このような観点から、剰余金の配当等の決定につきましては、当社を取り巻く経営環境や以下の方針によって実施することとしております。

剰余金の配当につきましては、連結ベースで配当性向30%を目標に、継続的・安定的に実施できるよう努めております。

当期の配当につきましては、1株当たり13円とさせていただきたく存じます。この結果、当期の配当性向は18.7%となります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 4,520,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,130,000株
- (3) 株主数 19名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大知昌幸	302,000株	26.72%
株式会社あやめ家	302,000	26.72
株式会社SHIBUTANIホールディングス	300,000	26.54
MJE従業員持株会	59,000	5.22
京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社	50,000	4.42
根岸由次	43,000	3.80
弓場昭大	39,000	3.45
竹中洋介	17,000	1.50
松村博和	6,000	0.53
小木曾正人	3,000	0.26

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況

名称 (発行決議日)	新株予約権の 数	目的となる 株式の数	発行価額	権利行使 価額	行使の 条件	権利行使期間
第2回新株予約権 (2019年10月31日)	3,900個	39,000株	1株あたり 無償	1株あたり 650円	(注)2	2021年12月1日から 2029年8月31日まで
第3回新株予約権 (2019年11月29日)	200個	2,000株	1株あたり 無償	1株あたり 650円	(注)2	2022年1月1日から 2029年8月31日まで
第4回新株予約権 (2025年3月27日)	2,800個	28,000株	1株あたり 無償	1株あたり 300円	(注)3	2027年4月1日から 2035年2月28日まで

(注) 1. 2025年8月1日付で行った1株を10株とする株式分割により、「目的となる株式の数」及び「権利行使価額」は調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ② 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。ただし、上場した日より1年が経過するまでは行使することができないものとする。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ② 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場し、上場した日より6ヶ月が経過するまでは新株予約権を行使することができないものとする。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

(2) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	取締役 (社外取締役を除く)		社外取締役		監査役	
	新株予約権の数及び 目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数及び 目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数及び 目的となる株式の数	保有者数
第2回新株予約権	800個 (8,000株)	2名	200個 (2,000株)	1名	400個 (4,000株)	2名
第4回新株予約権	200個 (2,000株)	2名	100個 (1,000株)	1名	200個 (2,000株)	2名

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大知 昌幸	株式会社奈良クラブ 非常勤取締役
専務取締役	竹中 洋介	管理本部長
専務取締役	松村 博和	営業本部長 株式会社ジムテック 非常勤取締役
取締役	小木曾 正人	小木曾公認会計士事務所 所長 株式会社トレジャリンク 代表取締役 株式会社ティア 社外取締役
常勤監査役	根岸 由次	株式会社ジムテック 非常勤監査役
監査役	武田 安功	株式会社ジムテック 非常勤監査役 株式会社シンクスマイル 非常勤監査役 デザミス株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役小木曾正人氏は、社外取締役であります。
2. 監査役武田安功氏は、社外監査役であります。
3. 取締役小木曾正人氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役武田安功氏は、長年にわたり証券会社にて上場支援した経験があるほか、数社の取締役を歴任した経験があります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。以下「非業務執行取締役」という。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は取締役、監査役および主要な業務執行者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2025年3月24日開催の定時取締役会において、取締役個人別の報酬額を代表取締役に一任する方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本報酬に関する方針

当社では、職位に応じた報酬幅を設定しており、取締役の個人別の報酬等の内容決定については代表取締役に一任しております。

ロ. 業績連動報酬等に関する方針

当社では、業績連動報酬等については、設定しておりません。

ハ. 非金銭報酬等に関する方針

当社では、非金銭報酬等については、設定しておりません。

ニ. 報酬等の割合に関する方針

当社では、基本報酬のみ100%で設定しております。

ホ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

当社では、基本報酬年額を12等分し、毎月20日に付与しております。

ヘ. 報酬等の決定の委任に関する事項

当社では、報酬の決定を代表取締役に一任しております。

ト. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

当社では、上記以外に報酬等の決定に関し、設定しておりません。

②取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	95,400 (1,800)	95,400 (1,800)	—	—	4 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	10,800 (600)	10,800 (600)	—	—	2 (1)
合 計 (うち社外役員)	106,200 (2,400)	106,200 (2,400)	—	—	6 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2025年7月31日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されており、当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役1名）であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2025年7月31日開催の臨時株主総会において、年額30,000千円以内と決議されており、当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は2名（うち、社外監査役1名）であります。
3. 取締役会は、代表取締役大知昌幸に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

③当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役小木曾正人氏は、小木曾公認会計士事務所の所長、株式会社トレジャリンクの代表取締役、株式会社ティアの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役武田安功氏は、株式会社ジムテックの非常勤監査役、株式会社シンクスマイルの非常勤監査役、デザミス株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
社外取締役	小木曾 正 人	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、財務及び会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	武 田 安 功	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役協議会17回の全てに出席いたしました。出席した取締役会、監査役協議会において、経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき適宜発言を行っております。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人は、職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに業務の適正を確保するため、遵守すべき行動基準として「コンプライアンス規程」等を定め、周知徹底を図る。
- ロ. 取締役は、当社及びその子会社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
- ハ. 監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
- ニ. 当社は、法令、定款及び社内規程に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部・外部通報規程」を定め、社内及び社外通報窓口を設置する。当社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。
- ホ. 内部監査部門は、当社及びその子会社の使用人の職務における法令、定款及び社内規程の遵守状況について内部監査を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」「情報セキュリティ方針」等の社内規程に基づき、作成、保存及び管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、「リスク管理規程」を整備し、当社グループのリスクを横断的に管理する「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
- ロ. 当社は、経営会議等において定期的実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社及びその子会社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は、取締役会を月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務の執行状況の報告及び監督を行う。
- ロ. 当社は、「業務分掌規程」「職務権限規程」を定め、それぞれの分担を明確にし、取締役会の決定事項が効率的に執行される体制を確保する。
- ハ. 当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を定期的開催し、取締役会に報告する。

- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定める。
 - ロ. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理・監督を行い、業務の適正を確保する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役協議会が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができる。
 - ロ. 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、すべて監査役協議会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - ハ. 監査役補助者は、職務の執行に係る役職を兼務しない。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役及び使用人並びにその子会社の取締役、監査役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に対して速やかに報告しなければならない。また、監査役に業務執行状況の報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。
 - ロ. 当社及びその子会社は、前項により監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
- ⑧ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、当社又はその子会社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
 - ロ. 代表取締役は、「監査役監査規程」に基づき、監査役と定期的に意見交換を行う。
 - ハ. 監査役は、内部監査部門及び会計監査人から必要に応じて報告を受け、意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。
 - ニ. 当社は、「監査役監査規程」に基づき、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁する。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制
- イ. 当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たない旨を基本方針に掲げ、「反社会的勢力排除に関する規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、体制整備を図る。
 - ロ. 「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、主に取引先へのインターネットを利用した新聞記事検索や風評確認による属性チェックを行い、また、すべての契約書に反社会的勢力排除条項を設定し、期せずして反社会的勢力と関係を有することが判明した場合でも、速やかに関係を遮断するための体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

当社の取締役会は、取締役（４名、うち社外取締役１名）で構成され、監査役（２名、うち社外監査役１名）も出席しており、定例取締役会を原則として月１回、緊急議案が発生した場合には臨時取締役会を開催しております。当事業年度につきましては、取締役会を１７回開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務の執行状況の報告及び監督を行っております。

② 監査役の職務執行

当社の監査役協議会は、2名の監査役で構成され、定例監査役協議会を月1回、その他必要に応じて臨時監査役協議会を開催しております。当事業年度につきましては、監査役協議会を17回開催し、ガバナンスのあり方とその運用状況を監視しております。また、監査役は取締役会及び経営会議への参加、常勤監査役はそれに加え月次で開催される各種委員会など経営上の重要な会議への参加、契約書、稟議書その他取引の社内承認及び外部取引先との合意その他取引の詳細に関する書類の閲覧を行っております。それ以外にも、本社及び支店等での従業員への聞き取り、職務実施状況の視察等を通じて取締役の職務執行の状況について監査を行っており、重要な法令等の違反の防止・発見に努めております。

③ リスク管理及びコンプライアンス

当社では、コンプライアンスの最上位機関として「コンプライアンス推進委員会」を四半期毎に1回、計4回定例開催し、コンプライアンス事例等について協議しております。また、コンプライアンス推進委員会の下部委員会として、「リスクマネジメント委員会」及び「情報セキュリティ委員会」をそれぞれ月に1回、計12回定例開催し、リスクマネジメントに関する事例（反社・クレーム事例報告を含む）及び情報セキュリティに関する事例（不正アクセス、情報漏洩等）について協議しております。また必要に応じて、臨時での委員会招集も行っており、リスクに対して、迅速に対応・意思決定できる体制を整えております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とするものである必要があると考えております。

また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益（以下、当社と株主共同の利益といいます。）に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、当社と株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の大量買付を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上するものでなければ、当社と株主共同の利益は毀損されることになります。当社としては、このような者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者に対しては、必要かつ十分な情報提供を要求するほか、適時適切な情報開示を行い、株主がこれに応じるべきか否かを適切に判断するために必要な情報や時間の確保に努める他、金融商品取引法、会社法その他の法令及び定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

7. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

A m a t e r a s u 有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

6,900千円

(注) 1. 当監査役協議会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額に同意いたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査の報酬等と株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程に基づく監査の報酬等を明確に区分しておらず、また実質的にも区分できないため、上記の金額には株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程に基づく監査の報酬等の額が含まれています。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、当該契約による報酬額又は会社法第425条第1項に規定する最低限度額とのいずれか高い額となります。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役協議会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合のほか、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2026年 3 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,606,053	流 動 負 債	1,080,741
現 金 及 び 預 金	664,477	買 掛 金	472,593
売 掛 金	830,232	1年内返済予定の長期借入金	286,782
商 品 及 び 製 品	43,246	未 払 金	143,394
仕 掛 品	651	未 払 法 人 税 等	30,201
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,882	前 受 金	37,851
前 払 費 用	66,184	預 り 金	19,826
そ の 他	4,287	賞 与 引 当 金	65,493
貸 倒 引 当 金	△7,909	そ の 他	24,598
固 定 資 産	471,925	固 定 負 債	571,333
有 形 固 定 資 産	240,511	長 期 借 入 金	456,271
建 物	224,451	資 産 除 去 債 務	112,862
工 具、器 具 及 び 備 品	16,059	そ の 他	2,200
無 形 固 定 資 産	32,619	負 債 合 計	1,652,074
の れ ん	9,755	(純 資 産 の 部)	
商 標 権	2,272	株 主 資 本	425,903
ソ フ ト ウ ェ ア	20,591	資 本 金	67,000
投 資 そ の 他 の 資 産	198,794	資 本 剰 余 金	12,000
投 資 有 価 証 券	1,300	資 本 準 備 金	12,000
関 係 会 社 株 式	21,000	利 益 剰 余 金	346,903
出 資 金	10	利 益 準 備 金	4,452
長 期 前 払 費 用	712	そ の 他 利 益 剰 余 金	342,451
繰 延 税 金 資 産	26,858	繰 越 利 益 剰 余 金	342,451
敷 金 及 び 保 証 金	148,913	純 資 産 合 計	425,903
資 産 合 計	2,077,978	負 債 純 資 産 合 計	2,077,978

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,636,504
売 上 原 価		3,107,541
売 上 総 利 益		1,528,963
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,388,903
営 業 利 益		140,059
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,031	
助 成 金 収 入	2,025	
そ の 他	30	3,087
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,139	
支 払 手 数 料	6,786	
そ の 他	51	12,976
経 常 利 益		130,169
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,647	4,647
税 引 前 当 期 純 利 益		125,521
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	43,313	
法 人 税 等 調 整 額	3,754	47,067
当 期 純 利 益		78,454

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	67,000	12,000	12,000	2,983	280,156	283,139	362,139	362,139
当期変動額								
剰余金の配当					△14,690	△14,690	△14,690	△14,690
利益準備金の積立				1,469	△1,469	－	－	－
当期純利益					78,454	78,454	78,454	78,454
当期変動額合計	－	－	－	1,469	62,295	63,764	63,764	63,764
当期末残高	67,000	12,000	12,000	4,452	342,451	346,903	425,903	425,903

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- イ 子会社株式
移動平均法による原価法
- ロ その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- イ 商品及び製品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ロ 仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ハ 原材料及び貯蔵品
最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～15年
工具、器具及び備品	2年～13年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行状況を充足する時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① ICT事業

ICT事業においては、主にオフィス向けIT機器・情報セキュリティ関連機器の販売及び保守サービスの提供を行っております。

各種機器等の販売による収益は、機器等の引き渡し時点において顧客が当該機器等に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該機器等が顧客に引き渡された時点で認識しております。また、主として保守サービス契約から生じるサービス収益は、関連する履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり認識しております。

② SS事業

SS事業においては、主にシェアオフィスの提供を行っております。

シェアオフィスの賃貸収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い会計処理しており、賃貸借期間にわたり収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間で均等償却を行っております。

会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
有形固定資産	240,511
無形固定資産（のれんを除く）	22,864
減損損失	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、事業用資産等について継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づきグルーピングを行っており、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しています。

固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等の前提条件に基づき算出しているため、当初見込んでいた収益が得られなかった場合や、将来キャッシュ・フロー等の前提条件に変更があった場合、固定資産の減損処理を行う可能性があります。

2. のれんの減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
のれん	9,755

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、のれんについて投資単位ごとに投資効果が発現する期間（10年）で均等償却を行っております。のれんの回収可能性については、当社の業績や事業計画等を基に検討しており、将来において当初想定した収益等が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、当該事業年度においてのれんの減損処理を行う可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 349,512千円

2. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 2,622千円

短期金銭債務 2,005千円

なお、区分掲記したものについては除いております。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高 18,629千円

仕 入 高 21,810千円

営業取引以外の取引高 10,050千円

株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,130,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月23日 定時株主総会	普通株式	14,690千円	130円	2025年3月31日	2025年6月24日

(注) 当社は、2025年8月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。上記は当該株式分割前の実際の配当金の金額を記載しております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2026年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	14,690千円	13円	2026年3月31日	2026年6月30日

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 41,000株

税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金	22,529千円
資産除去債務	37,932千円
未払事業所税	302千円
その他	4,289千円
繰延税金資産小計	65,054千円
評価性引当額	<u>△38,195千円</u>
繰延税金資産合計	26,858千円
繰延税金資産の純額	26,858千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主として銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。また、資金運用は安全性の高い金融資産で運用しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、完済日は決算日後、最長で5年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、売掛金に係る顧客の信用リスクについて、与信管理規程に基づいて主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

当社は、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（※3）	743,053	739,922	△3,130
負債計	743,053	739,922	△3,130

（※1）「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」並びに「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）市場価格のない株式等は、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（千円）
非上場株式	1,300
関係会社株式	21,000

（※3）1年内返済予定の長期借入金286,782千円は、長期借入金に含めて表示しております。

（注）1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	664,477	—	—	—
売掛金	830,232	—	—	—
合計	1,494,710	—	—	—

(注) 2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (※)	286,782	183,481	124,728	85,716	62,346	—
合計	286,782	183,481	124,728	85,716	62,346	—

(※) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内返済予定の長期借入金	—	292,871	—	292,871
長期借入金	—	447,051	—	447,051
負債計	—	739,922	—	739,922

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金 (1年内返済予定を含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

一株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 376円91銭

1株当たり当期純利益 69円43銭

(注) 当社は、2025年8月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益につきましては、当該株式分割が当事業年度の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026 年 6 月 1 日

株式会社M J E
取締役会 御中

Amaterasu 有限責任監査法人

東京都渋谷区

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

福留 聡

公認会計士

高山 行紀

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社M J E の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 20 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておら

ず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

私たち監査役は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況に
ついては、指摘すべき事項は認められません。
- ④会社の支配に関する基本方針及び当該基本方針に基づく取組みについては、当該記載
内容は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Amaterasu有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年6月4日

株式会社M J E

常勤監査役

根 岸 由 次 ⑩

社外監査役

武 田 安 功 ⑩

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目 1 番 3 号
大阪センタービル 6 階
TEL 06-6253-7701



会場最寄駅 OSAKA METRO 御堂筋線・中央線・四ツ橋線 本町駅
14番出口 直結

[illegible]

